省

(外務||四三)

編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

○港湾労働法第十二条第一項の規定に

る件の一部を改正する件 (同二九)

교

閣議決定等事項

目 令

○建築物における衛生的環境の確保に る省令 (厚生労働一〇四) 関する法律施行規則の一部を改正す

告 壶

○原戸籍の一部が滅失した件 ○戸籍法第百十八条第一項の規定によ る指定に関する件 (法務二八七)

官

○信託法の施行に伴う関係法律の整備 置を定める政令第一項の規定による 等に関する法律の施行に伴う経過措

○モザンビーク共和国における「地雷 の書簡の交換に関する件 本国政府と国際連合開発計画との間 除去計画」のための贈与に関する日 事務の指定に関する件 (同二八九)

〔皇室事項

(官庁報告)

○税関当局間の相互支援及び協力に関 政府との間の協定の署名に関する件 する日本国政府と南アフリカ共和国 (同二四四)

○国税庁の保有する行政文書の開示請 る件の一部を改正する件 金ですることができる事務所を定め 求手数料の納付を事務所において現

(人事院)

採用候補者名簿の有効期間の満了

国家試験

ᄪ

(国土交通省)

効果があるものとしての指定の公告

国土調査法に基づく国土調査と同一の

○船舶安全法に基づく型式承認等をし ○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行 〇広島ヘリポートの設置を許可した件 ○保安林の指定をする件 づく水域を指定する件 (同七八八) 規則第二条第二項第三号の規定に基 正する件 (厚生労働四三一) を行う法人を指定した件の一部を改 基づき同法第十四条に規定する業務 た件(同七八九、七九〇) (農林水産一七〇六~一七一九) (国土交通七八七)

国会事項

○国土調査の実施に関する公示

(同七九一、七九二)

人事異動

裁判所 内 閣 金融庁 法務省 財務省 最高

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

公公

官庁

監査法人処分、 財団関係

特別清算、再生関係 相続、失踪、除権決定、

破産、免責

. 資 料

○国税庁の保有する個人情報の開示請

0

 \triangleright

0

求手数料の納付を事務所において現 金ですることができる事務所を定め

収支状況 (確報)(財務省) 報)及び平成二十四年一~三月中国際 平成二十四年五月中国際収支状況 (速

おける衛生的環境の確保に関する法律施行規則の

部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十八日

(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一

第二項及び第五項の規定に基づき、建築物に

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

告

諸 事 項

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

建築物における衛生的環境の確保に関する 法律施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣

小宮山洋子

を次のように改正する。 施行規則 (昭和四十六年厚生省令第二号)の一部 第二十七条第一号を次のように改める。

高圧蒸気滅菌器及び恒温器

次の機械器具を有すること。

合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合 プラズマ―質量分析装置 フレームレス―原子吸光光度計、誘導結

イオンクロマトグラフ

乾燥器

全有機炭素定量装置 p H 計

ガスクロマトグラフ―質量分析計 分光光度計又は光電光度計

電子天びん又は化学天びん

第三十一条第九項第五号中「行う者」の下に の

氏名を記載した書面並びにその者」を加える。

(施行期日) この省令は、 平成二十四年十月一日から施行

経過措置) (建築物飲料水水質検査業の登録基準等に係る この省令の施行の際現に建築物における衛生

当該登録の申請をしている者については、当該 録を受けている者及びこの省令の施行の際現に 第四号及び第八号に掲げる事業に係る同項の登 的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項 令の施行の日から起算して六年間は、この省令 登録に係る事業に関する限りにおいて、この省 保に関する法律施行規則第二十七条及び第三十 による改正前の建築物における衛生的環境の確 条第九項の規定は、 なお効力を有する







○厚生労働省令第百四号